

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（4件）……………（畜産振興課）	45
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	49
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	50
○漁港区域内の遊泳禁止区域等の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	50
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	50
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	54
○特定調達契約に係る入札の公告……………（出納局総務課）	57
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	58
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	58
○特定調達契約に係る入札の公告……………	59
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	60
○特定調達契約に係る入札の公告……………	61
道監査委員公表	
○監査公表第1号……………	62

告 示

北海道告示第108号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量
ヨーネジーン・KS（200検体/箱） 129箱

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する動物用医薬品販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年2月13日（火）から同年3月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部生産振興局畜産振興課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局畜産振興課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階第一中会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局畜産振興課）

- (2) 入札日時 平成30年3月26日（月）午後3時30分（送付による場合は、同月23日（金）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道農政部畜産振興課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道農政部生産振興局畜産振興課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5438

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Bovine Johne's disease detective PCR kit "Johnegene・KS" (200 Samples per Unit) 129 Unit
B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., March 26, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than March 23, 2018)
C Contact : Livestock Farming Promotion Division, Bureau of Production Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5438

北海道告示第109号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1キット又は1袋当たりの単価）及び調達予定数量
ア ニップブルBSE検査キットⅡ（93検体／キット） 464キット
イ ニップE L I S A 試薬・前処理器材セット（93検体／キット） 464セット
ウ 採材用シリンダー（100本／袋） 373袋
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契 約 期 間 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する動物用医薬品販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 平成30年2月13日（火）から同年3月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部生産振興局畜産振興課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局畜産振興課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階第一中会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政生産振興局畜産振興課）
- (2) 入札日時 平成30年3月26日（月）午後4時30分（送付による場合は、同月23日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道農政生産振興課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道農政生産振興局畜産振興課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5438

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Bovine Spongiform Encephalopathy ditective ELISA test kit “Nippi IBL BSE Test Kit II” (93 samples

per kit) 464 kits, “Nippi ELISA Reagents and Pretreatment Equipment Set” for BSE test (93 samples per kit) 464 sets and sample cylinder (100 units per bag) 373 bags

- B Bid tendering date and time : 4 : 30 P.M., March 26, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than March 23, 2018)
- C Contact : Livestock Farming Promotion Division, Bureau of Production Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5438

北海道告示第110号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（検査1回分当たりの単価）及び調達予定数量
牛ヨーネ病スクリーニング用エライザキット（ヨーネスクリーニング・プルキエ又はヨーネライザ・スクリーニングKS） 牛291,000頭分（牛ヨーネ病検査に必要とされる検査キット数）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する動物用医薬品販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定め

るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年2月13日(火)から同年3月12日(月)まで(日曜日、及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部生産振興局畜産振興課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局畜産振興課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階第一会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局畜産振興課)

(2) 入札日時 平成30年3月26日(月)午後1時30分(送付による場合は、同月23日(金)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道農政部畜産振興課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道農政部生産振興局畜産振興課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5438

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Bovine Johnne's disease detective ELISA kit for screening "Johnnescreening-pourquier" or its equivalent (Unit price contract) The amount of 291,000 cattle

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 26, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than March 23, 2018)

C Contact : Livestock Farming Promotion Division, Bureau of Production Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5438

北海道告示第111号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称(1箱当たりの単価)及び調達予定数量

ヨーネ菌用培地「共立」(8ml/瓶×20瓶/箱) 8,600箱

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する動物用医薬品販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年2月13日（火）から同年3月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部生産振興局畜産振興課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局畜産振興課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階第一中会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局畜産振興課）

- (2) 入札日時 平成30年3月26日（月）午後2時30分（送付による場合は、同月23日（金）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道農政部畜産振興課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道農政部生産振興局畜産振興課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5438

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Bovine Johne's disease detective nutrient medium for Mycobacterium avium subsp. paratuberculosis "Kyouritsu" (20 Samples per Unit) 8,600 Unit
- B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., March 26, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than March 23, 2018)
- C Contact : Livestock Farming Promotion Division, Bureau of Production Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5438

北海道告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成30年2月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所
樽真布第2 農用地改良保全施設 北海道留萌振興局

る も い	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	同
小 西	農業用排水施設	北海道空知総合振興局
沼 川 南	区画整理	北海道宗谷総合振興局
下川サンル	同	北海道上川総合振興局
滝 野	農業用排水施設、区画整理	北海道檜山振興局

北海道告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（北鹿追地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除^{れき}））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成30年2月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第114号

平成28年北海道告示第748号（漁港区域内の遊泳禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

知来別漁港（猿払村）の項中「北防波堤、東防波堤、北防波堤東端北側角と東防波堤北端西側角」を「防砂堤、外防波堤、東防波堤、外防波堤東端南側角と東防波堤北端東側角」に改める。

香深井漁港（礼文町）の項中「北防波堤、南防波堤突堤、南防波堤、北防波堤東端北側角と南防波堤突堤西端北側角」を「外防波堤、南防波堤、北防波堤東端北側角と南防波堤北端西側角」に改める。

西浦漁港（羽幌町）の項中「西浦漁港」を「天売焼尻漁港（西浦地区）」に改める。

前浜漁港（羽幌町）の項中「前浜漁港」を「天売焼尻漁港（前浜地区）」に改める。

力昼漁港（苫前町）の項中「西突堤、西防波堤、南防波堤、北防波堤、西突堤南端東側角」を「西防波堤、南防波堤、北防波堤、西防波堤北端西側角」に改める。

礼受漁港（留萌市）の項中「東防波堤北端東側角」を「東防波堤北端西側角」に改める。

浜益漁港（郡別地区）（石狩市）の項中「浜益漁港（郡別地区）」を「浜益漁港（群別地区）」に改める。

木古内漁港（札刈地区）（木古内町）の項中「木古内漁港（札刈地区）」を「木古内漁港（札荊地区）」に改める。

大舟漁港（大舟地区）（函館市）の項中「大舟漁港（大舟地区）」を「大舟漁港（大船地区）」に改める。

昆布森漁港（釧路町）の項中「西防波堤、第2南防波堤」を「第2南防波堤」に改める。

北海道告示第115号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
雨粉中央沢（Ⅰ-41-0380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市神居町雨粉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
二十一丁目沢（Ⅱ-41-0390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市神居町5条21丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
富沢神社の沢川（Ⅲ-41-021）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市神居町富沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オンネナイ南沢川（Ⅲ-41-022）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市神居町富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オンネナイ北沢川（Ⅲ-41-023）

<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市神居町富岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊里三の沢川（Ⅱ-41-0480）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市神宮町豊里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊里四の沢川（Ⅱ-41-0490）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市神居町豊里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 神豊小沢川（Ⅲ-41-031）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市神宮町豊里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三角山沢（Ⅱ-41-0100）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市東鷹栖9線22号（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中央北沢川（Ⅲ-41-008）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町中央（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>	<p>二十三号北沢川（Ⅲ-41-013）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市東鷹栖9線23号（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 二十三号南沢川（Ⅲ-41-014）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市東鷹栖9線23号（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小原の沢川（Ⅱ-81-0690）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡池田町字千代田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黒木の沢川（Ⅱ-81-0700）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡池田町字千代田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 龍神堂の沢川（Ⅰ-81-0710）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡池田町字千代田、字豊田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 江川の沢川（Ⅱ-81-0720）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡池田町字豊田、字千代田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>
---	--

- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
藤田の沢川（Ⅱ－81－0730）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字豊田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
稲本の沢川（Ⅱ－81－0750）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字豊田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
氷上の沢川（Ⅱ－81－0760）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字豊田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上田の沢川（Ⅱ－81－0770）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字青山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石川の沢川（Ⅱ－81－0790）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字信取（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沼田の沢川（Ⅱ－81－0810）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字信取（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
江本の沢川（Ⅱ－81－0820）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字高島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
杉本の沢川（Ⅱ－81－0830）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字美加登（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沼田の沢川（Ⅱ－81－0840）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字美加登（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山村の沢川（Ⅱ－81－0850）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字美加登、字常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
処理場の沢川（Ⅰ－81－0950）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字様舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
多田の沢川（Ⅱ－81－0960）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字様舞（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安富の沢川（Ⅱ－81－0970）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字清見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伊藤川（Ⅰ－81－0990）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字清見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
坂本の沢川（Ⅱ－81－1000）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字東台、字清見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
清水の沢川（Ⅱ－81－1010）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字東台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
野上の沢川（Ⅱ－81－1020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字東台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
育成牧場の沢（Ⅱ－81－1030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 中川郡池田町字様舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
竹田の沢川（Ⅱ－81－1050）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字東台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
江口の沢川（Ⅱ－81－1060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字東台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
今井の沢川（Ⅱ－81－1080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字東台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
岡本の沢川（Ⅱ－81－1090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字東台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
曾根の沢川（Ⅱ－81－1100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字昭栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
基線の沢川（Ⅲ－81－030）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡池田町字清見、字様舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新生の沢川（Ⅱ-74-0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
斜里郡清里町字江南（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北川（Ⅰ-74-0260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
斜里郡清里町字江南（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第116号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
石北の沢川（Ⅲ-41-024）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居町富岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ヤジリの沢川（Ⅱ-41-0420）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居町神居古潭（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
神居一の沢川（Ⅱ-41-0430）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居町神居古潭、神居町西丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
西丘の沢川（Ⅱ-41-0440）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居町西丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
豊里一の沢川（Ⅱ-41-0450）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居町西丘、神居町豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
豊里二の沢川（Ⅱ-41-0460）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居町豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 富岡小沢（Ⅱ-41-0410）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町富岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中央南沢川（Ⅲ-41-009）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市江丹別町中央（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川神岡2（Ⅰ-4-3-2146）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町神岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川富沢2（Ⅱ-4-17-1533）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町富沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川富沢3（Ⅱ-4-18-1534）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町富沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川西神楽南14号（Ⅱ-4-23-1539）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市西神楽南14号（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川高砂台5丁目（Ⅱ-4-66-2382）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市高砂台5丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川台場（Ⅲ-4-1-560）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町台場、台場東2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川富沢1（Ⅲ-4-2-561）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	--

<p>旭川市高砂台6丁目、神居町台場、神居町富沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川神居古潭1（Ⅱ-4-1-1517）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町神居古潭（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川末広7条4丁目（Ⅱ-4-68-2384）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市末広7条4丁目、末広8条3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川東鷹栖5線10号（Ⅲ-4-5-564）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市末広6条12丁目、末広7条12丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川緑が丘1条4丁目2（Ⅲ-4-6-565）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市緑が丘1条4丁目2（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川東山（Ⅱ-4-16-1532）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市東山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 坂本の沢川（Ⅱ-81-0780）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡池田町字信取（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中野の沢川（Ⅱ-81-0800）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡池田町字信取（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 吉田の沢川（Ⅱ-81-0980）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡池田町字清見（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

清里江南（Ⅱ－7－153－2000）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
斜里郡清里町字江南（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第117号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
サーバ機器ほか一式の賃貸借 1月当たりの単価
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年6月1日から平成35年5月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 別途指示する場所（札幌市内）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年2月13日（火）から同年3月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎4階入札室
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局総務課）

(2) 入札日時 平成30年3月29日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月28日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量210グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/sum/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道出納局総務課
(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電話番号 011-204-5928

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of server and others 1 set
B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., March 29, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than March 28, 2018)
C Contact : Administrative Division, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5928

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月13日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの購入 1台
- 2 落札を決定した日
平成30年1月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社エスイーシー
(2) 住所 函館市末広町22番1号
- 4 落札金額
154,440円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年12月19日付け北海道渡島総合振興局告示第151号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道教育庁渡島教育局長 河原 範 毅

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契約 平成30年2月13日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (2) 資格 北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 北海道七飯養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行業務
- 2 資格要件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 申請日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。

(3) 連絡してから北海道七飯養護学校に1時間30分以内に到着できること。

(4) 次の仕様を満たした貸切りのバス3台を同時に運行できること。

ア 座席数 45席以上(補助席を除く。)

イ 添乗員 2名

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年2月13日(火)から同月28日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道教育庁渡島教育局長 河原 範 毅

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称(1日当たりの単価)及び調達予定数量

北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約

ア Aコース (1日3便) 65日

イ Aコース (1日2便) 99日

ウ Bコース (1日3便) 65日

エ Bコース (1日2便) 99日

オ Cコース (1日3便) 65日

カ Cコース (1日2便) 139日

キ ADコース (1日3便) 40日

ク BEコース (1日3便) 40日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁渡島教育局告示第12号に規定する北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
(送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 平成30年3月14日(水)午後2時(送付による場合は、同月13日(火)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

(1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入

札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額(単価)であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9029

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Chartered school bus with a driver course A (3 times a day) 65 services, A (2 times a day) 99 services, course B (3 times a day) 65 services, B (2 times a day) 99 services, course C (3 times a day) 65 services, C (2 times a day) 139 services, course AD (3 times a day) 40 services, BE (3 times a day) 40 services

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 14, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00P.M., March 13, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第14号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道教育庁渡島教育局長 河原 範 毅

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成30年2月13日に一般競争入札の公告を行う北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (2) 資格 北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 北海道函館養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行业務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請日現在において、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 連絡してから北海道函館養護学校に1時間30分以内に到着できること。
- (4) 次の仕様を満たした貸切りのバス2台を同時に運行できること。
 - ア 座席数 27席以上(補助席を除く。)及び車椅子・バギー固定スペース5台以上
 - イ 装備品 車椅子昇降用リフト、車椅子・バギー固定用金具及び座席用幅広胸ベルト

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年2月13日(火)から同月28日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の
(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 北海道函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月13日

北海道教育庁渡島教育局長 河原 範 毅

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び数量

北海道函館養護学校通学用バス借上運行業務

- ア Aコース（1日3便）116日
イ Aコース（1日2便）89日
ウ Bコース（1日3便）116日
エ Bコース（1日2便）89日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁渡島教育局告示第14号に規定する北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
(送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目
6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室)

(2) 入 札 日 時 平成30年3月14日（水）午後2時（送付による場合は、同月
13日（火）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成30年2月13日付け北海道教育庁渡島教育局告示13号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

(1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : chartered school bus with a driver course A (3 times a day) 116 services, A (2 times a day) 89 services course B

(3 times a day) 116 services, B (2 times a day) 89 services
B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 14, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 13, 2018)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District
Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成30年2月13日

北海道監査委員 長 尾 信 秀
北海道監査委員 須 田 靖 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子